

2010年12月9日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課に係るコンピュータ処理について（答申）

2010年11月29日付けで諮問（第455号）された個人の市民税及び県民税の賦課に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

国税及び地方税の申告が、近年発達の著しいITを活用して電子的に行われる方法が普及しつつある中で、国のIT戦略本部が平成20年9月に発表した「オンライン利用拡大行動計画」において、「国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、連携を強化するとともに、関係者による協議の場の設置を検討する。」とされたことを受け、国税庁、総務省自治税務局及び社団法人地方税電子化協議会が、確定申告書に関する国税と地方税のデータ連携のあり方や具体的な連携方法等について検討を続けてきたところである。

この検討の結果、平成22年6月29日に、総務省自治税務局長通知「所得税申告書等の地方団体への電子的送付について」により、平成23年1月以降、所得税確定申告書等は、国税庁から各地方団体に対して電子的に送付されることの通知があった。

この通知により、本市においても、平成23年1月から実施される確定申告データの電子的送付（国税連携）に対し、受信したデータについてコンピュー

タにより処理を行うこととなる。

このコンピュータ処理の内容について平成22年10月14日開催の当審議会にて報告をしたが、1月に開始となるので、今回諮問をするものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

主に次の理由から、所得税確定申告データの電子的送付に係る業務をコンピュータ処理により行うものである。

ア 所得税申告データの電子的送信については全国的に実施されるもので、各地方団体の独自判断で電子的送付を受信しないことはできないものである。

イ 確定申告はインターネット等による電子申告と紙の申告書による申告の2種類があるが、インターネット等により電子申告された確定申告については紙原本が無いいため電子的送付以外で申告内容を入手することは不可能であり、また、紙で提出された申告書においては様式変更により複写式の住民税用紙が廃止となり、税務署に提出された確定申告書を全件複写すること以外に申告書の入手方法は無いため、コンピュータによる受信によらないで処理することは不可能である。

ウ 送信されるデータは、所得年分、申告の種類を問わずに大量に送られてくるが、受信したデータを本市のホストコンピュータで処理できるようにデータを整える作業について、コンピュータによらないで処理することは業務に支障をきたし不可能である。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

所得税申告書等の地方団体への電子的送付で取り扱う個人情報は、次のとおりである。

提出年月日

生年月日

性別

氏名（カナ・漢字）

住所（事業所・事務所・居所）

申告年1月1日の住所

職業

屋号・雅号

世帯主氏名

世帯主との続柄

電話番号（自宅・勤務先・携帯）

確定申告書の区分

利用者識別番号

本人の収入に関すること

本人の控除に関すること

本人の障害（等級等）に関すること

源泉徴収税額

控除対象配偶者に関すること

扶養親族の氏名・人数・生年月日等に関すること

扶養親族の内、障害者の人数・等級等に関すること

専従者の氏名・人数・生年月日等に関すること

(4) コンピュータ処理の内容

ア 国税庁から送信されたデータは、指定法人（社団法人地方税電子化協議会），本市と契約したASP事業者（eLTAXベンダ）を通じ，本市のeLTAX（地方税ポータルシステムの呼称で，地方税における手続きを，インターネットを利用して電子的に行うシステムである。）受信端末で受信する。

イ 本市のeLTAX受信端末で受信したデータは，ファイル転送により本市が開発依頼した国税連携ツール機能をインストールした国税連携サーバへ取り込む。

ウ 国税連携サーバにおいて，仕訳（種分），印刷，パンチデータの取り込みなどを行い，ホストコンピュータへ取り込める形式に変換する。

エ 国税連携サーバからホストコンピュータへのデータ移行は，ファイル転送により行う。

オ 他市回送

所得税データにおける住所は，市県民税の賦課期日である1月1日現在の住所地とは必ずしも一致しないこと等により，受信したデータを課税権のある団体へ回送する必要があるため，課税地が他団体であることが判明した者のデータについては，eLTAX受信端末から指定法人へ戻す。

(5) 安全対策

ア 国税連携スキーム全体における対策

所得税確定申告書等のデータ連携に当たっては，税情報が納税者個人の秘匿すべき重要な情報であることを踏まえ，セキュリティが確保された信頼性のあるシステムを構築し，安全確実に実施する。

(ア) 政府から地方団体に所得税の確定申告書等を電子的に送付する場合には，総務省令及び総務大臣が定める基準に従うこととされている。（地方税法施行規則第2条の4，第7条の2の3）

(イ) 総務省においては，省令で指定法人を通じた送付手続を定めるとともに，ネットワークのセキュリティを担保するため，所得税確定申告書データ連係に係る技術基準を策定し，告示している。

(ウ) (イ)の基準は，国税庁，指定法人，ASP事業者等，都道府県・市区町村及びこれらを結ぶ回線に適用し，ネットワーク全体のセキュリティを確保することとしている。

イ 本市内部のコンピュータ作業等における対策

(ア) 端末等操作に係る操作者の制限

eLTAX受信端末については，使用の際ログインのためのIDとパスワード

ドを設定し、利用者を制限することにより実施機関担当職員以外の不正アクセスを防止する。

国税連携クライアント端末（業務用A C O S 端末共用）については、端末起動時及びスクリーンセーバー解除時に生体認証により端末の利用者を制限する。また、国税連携システム利用時にもログインのためのIDとパスワードを設定し、システム利用者を制限することにより実施機関担当職員以外の不正アクセスを防止する。

(イ) eLTAX受信端末内のデータ管理

eLTAX受信端末で受信したデータについては、保存期間を定め保存期間経過後に消去する。

(ウ) 国税連携サーバ内のデータ管理

国税連携サーバに保存されたデータについては、市・県民税課税資料における確定申告書等の原本となるため、藤沢市行政文書取扱規程に従い保存期間経過後に消去する。

(6) 国税連携利用に係る契約

本市においては、eLTAXサービスの利用については、公的年金に係る特別徴収事務においてeLTAXベンダに委託して行う共同利用型を採用しているのので、今回の国税連携についてもeLTAXベンダを利用した共同利用型で行う。

ア 契約するASP事業者

国税連携に係るASPサービス利用契約については、eLTAX導入ガイドラインにおいて共同利用型でeLTAXサービスを利用する場合にはすべて同一のeLTAXベンダ（ASP事業者）とすることとされているため、公的年金に係る市県民税の特別徴収事務について利用契約を締結している日本電気（株）を契約相手先とする。

イ 契約書（案）

上記（5）ア（イ）に記載の総務省告示において契約で規定すべき事項等として示されている内容を盛り込んだ「eLTAX（国税連携）ASPサービス利用契約書（案）（「GPRIME国税連携ASPサービス利用規約（第2版）」、「GPRIME国税連携ASPサービス仕様書（第2版）」を含む。）」を作成し、契約に関する協議を進めている。

(7) 実施年月日

2011年1月4日から

(8) 提出資料

資料1 平成22年6月29日総務省自治税務局長通知「所得税申告書等の地方団体への電子的送付について」

資料2 「現行の課税イメージ図」「国税連携概要イメージ図」

資料3 「国税連携導入に伴うデータ送受信に係る個人情報一覧」
「国税連携対象データ」

- 資料4 「国税連携システム機器構成図」
- 資料5 「国税連携システム機能イメージ」
- 資料6 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成22年総務省告示第284号）」
- 資料7 「所得税申告書等の地方団体への電子的送付について」
 - 「所得税確定申告書データ連携に係る基準について」
 - 「基準の適用範囲について」
 - 「基準の主な内容」
 - 「セキュリティ確保の仕組みについて」
 - 「登録委託先事業者について」
 - 「（参考）委託利用型団体に対する基準の適用について」
- 資料8 「eLTAX（国税連携）ASPサービス利用契約書（案）」
 - 「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」
 - 「GPRIME国税連携ASPサービス利用規約 第2版」
 - 「GPRIME国税連携ASPサービス仕様書 第2版」
- 資料9 「個人情報取扱事務届出書」

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

ア 所得税申告データの電子的送信については全国的に実施されるもので、各地方団体の独自判断で電子的送付を受信しないことはできないものである。

イ 確定申告はインターネット等による電子申告と紙の申告書による申告の2種類があるが、インターネット等により電子申告された確定申告については紙原本が無い場合電子的送付以外で申告内容を入手することは不可能であり、また、紙で提出された申告書においては様式変更により複写式の住民税用用紙が廃止となり、税務署に提出された確定申告書を全件複写すること以外に申告書の入手方法は無い場合、コンピュータによる受信によらないで処理することは不可能である。

ウ 送信されるデータは、所得年分、申告の種類を問わずに大量に送られてくるが、受信したデータを本市のホストコンピュータで処理できるようにデータを整える作業について、コンピュータによらないで処理することは業務に支障をきたし不可能である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次の安全対策を講じている。

ア 国税連携スキーム全体における対策

所得税確定申告書等のデータ連携に当たっては、税情報が納税者個人の秘匿すべき重要な情報であることを踏まえ、セキュリティが確保された信頼性のあるシステムを構築し、安全確実に実施する。

(ア) 政府から地方団体に所得税の確定申告書等を電子的に送付する場合には、総務省令及び総務大臣が定める基準に従うこととされている。（地方税法施行規則第2条の4，第7条の2の3）

(イ) 総務省においては、省令で指定法人を通じた送付手続を定めるとともに、ネットワークのセキュリティを担保するため、所得税確定申告書データ連携に係る技術基準を策定し、告示している。

(ウ) (イ)の基準は、国税庁，指定法人，ASP事業者等，都道府県・市区町村及びこれらを結ぶ回線に適用し，ネットワーク全体のセキュリティを確保することとしている。

イ 本市内部のコンピュータ作業等における対策

(ア) 端末等操作に係る操作者の制限

本市の市民税課に1台のみ設置されるeLTAX受信端末については、使用の際ログインのためのIDとパスワードを設定し、利用者を制限することにより市民税課担当職員以外の不正アクセスを防止する。

国税連携クライアント端末（業務用ACOS端末共用）については、端末起動時及びスクリーンセーバー解除時に生体認証により端末の利用者を制限する。また、国税連携システム利用時にもログインのためのIDとパスワードを設定し、システム利用者を制限することにより市民税課担当職員以外の不正アクセスを防止する。

(イ) eLTAX受信端末内のデータ管理

eLTAX受信端末で受信したデータについては、保存期間を定め保存期間経過後に消去する。

(ウ) 国税連携サーバ内のデータ管理

国税連携サーバに保存されたデータについては、市・県民税課税資料における確定申告書等の原本となるため、藤沢市行政文書取扱規程に従い保存期間経過後に消去する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上